審査基準表

		禁止場所の区分
車両の停車場、船舶の発着場		
指定	禁止行為	解除の基準
場所	の種類	W & E +
旅客の乗降又は待合の用に供する建築物	危険物品持込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 指定数量の 20 分の 1 未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 8 に定める数量の 20 分の 1 未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が 5 kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量 5 kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)。